

管理栄養士の必置指定基準

種別	必置指定基準	施 設	根拠法令・取扱い
1号施設	医学的な管理を必要とする者に食事を供給する特定給食施設であって、継続的に1回300食以上または1日750食以上の食事を供給するもの	病院	医療法7条の規定に基づき開設の許可を受けたもの
		介護老人保健施設・介護医療院	介護保険法94条、107条の規定に基づき開設の許可を受けたもの
2号施設	1号施設の特定給食施設以外の管理栄養士による特別な栄養管理を必要とする特定給食施設であって、継続的に1回500食以上または1日1,500食以上の食事を供給するもの	児童福祉施設	乳児院
			児童福祉法37条
			児童養護施設
			児童福祉法41条
			福祉型障害児入所施設
			児童福祉法42条
			児童心理治療施設
			児童福祉法43条の2
			児童自立支援施設
			児童福祉法44条
		社会福祉施設	救護施設および更生施設
			生活保護法38条
			重度知的障害者総合施設
			独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみ園法11条
			障害者支援施設
			障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律5条
			養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 軽費老人ホーム
			老人福祉法5条の3
		事業所等	事業所 寄宿舎 矯正施設 自衛隊 等
留意事項	■1号施設 【1－1】供給食数の実績が1回300食未満及び1日750食未満の特定給食施設であっても、許可病床数（又は入所定員）300床（人）以上の病院・介護老人保健施設・介護医療院（以下「病院等」という。）に設置されている特定給食施設は、1号施設とする。 【1－2】1日の食事の供給数が750食以上であれば、許可病床数（又は入所定員）が300床（人）未満の場合であっても、1号施設とする。 【1－3】病院等を含む複数の施設を対象に食事を供給する特定給食施設については、当該病院等の許可病床数（入所定員）の合計が300床（人）以上である場合に、1号施設とする。		
	■2号施設 【2－1】複数の施設を対象に食事を供給する特定給食施設については、【1－3】に該当する場合を除き、1号施設又は2号施設の対象となる施設種別である施設に供給する食事数の合計が1回500食以上又は1日1,500食以上である場合には、2号施設とする。 ※この場合、病院等に対し1回に供給する食数については、供給食数の実績ではなく、許可病床数又は入所定員数（1日に供給する食事数については、許可病床数又は入所定員数の3倍の数）として取り扱う。		
	【その他、社会福祉施設等に食事を供給する特定給食施設】 【3－1】法令等により栄養士を必置とされている複数の社会福祉施設及び児童福祉施設（以下「社会福祉施設等」という。）に限り食事を供給する施設にあつては、それぞれの社会福祉施設等に配置されている栄養士が各施設において栄養業務を行っていることに鑑み、法第21条第1項の指定の対象施設となる社会福祉施設等に供給される食事数が1回500食以上又は1日1,500食以上となるものがある場合には、2号施設とみなされる。		
	【3－2】特定給食施設が複数の施設に食事を供給する場合であつて、当該供給先の施設に法令等により栄養士を必置としない施設を含むときは、特定の対象者に継続的に食事を供給し、1号施設又は2号施設の対象となる施設種別である施設に供給される食事数が1回500食以上又は1日1,500食以上となる場合に、2号施設とみなされる。 ※ただし、供給先の施設を特定給食施設等として把握し、個別に管理する場合には、食数から除外することとし、重複することのないようにする。		
	【3－3】事業所等に対し食事を供給する特定給食施設にあつては、当該特定給食施設により事業所等に供給される食事が主として事業所等に勤務又は居住する者により喫食され、かつ、事業所等で勤務又は居住する者の概ね8割以上が当該給食施設で供給する食事を喫食するものであつて1回500食以上又は1日1,500食以上供給する場合、2号施設とみなされる。		